

議案第52号

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年11月29日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与の特例）

- 5 平成29年12月1日に市長であった者の在職期間のうち、平成31年3月31日までの間における市長等の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、市長にあつては同条に規定する額からその100分の20（副市長にあつては100分の15、教育長にあつては100分の10）に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第2項に規定する地域手当（同条第4項に規定する期末手当（以下同じ。）の算出根拠となるものに限る。）、期末手当及び同条第6項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（提案理由）

市の厳しい財政状況を鑑み、財政対策プログラムに基づく緊急財政対策の取組として、

市長、副市長及び教育長の給料月額について減額措置を講じるに当たり、改正の要あるため提案する。